

クリエイイト通信

2010年
4月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【雇用保険法の改正】

平成 22 年4月1日より雇用保険制度が改正されましたので、内容をお伝えします。

①非正規労働者(短時間勤務者)の雇用保険加入基準の変更

H22.3.31 まで	H22.4.1 以降
6ヵ月以上雇用見込み	31 日以上雇用見込み
週所定労働時間 20 時間以上	週所定労働時間 20 時間以上

②雇用保険料率の引き上げ

H22.4月分より保険料率が上がりますので、給与計算時には注意して控除して下さい。

事業の 種類	平成 21 年度			平成 22 年度		
	事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計
一般	7/1000	4/1000	11/1000	9.5/1000	6/1000	15.5/1000
建設	9/1000	5/1000	14/1000	11.5/1000	7/1000	18.5/1000

③遡及適用期間の変更(H22.3.31 より9ヵ月以内に施行される予定)

失念等で雇用保険の加入届出漏れがあった場合、これまでは2年間遡って加入することができましたが、給与から保険料が控除されていたことがわかる給与明細等の書類があれば、2年を超えて遡り加入することができるようになります。

雇用保険加入基準の変更により、今まで対象にならなかった31日以上6ヵ月未満の期間雇用者も4月以降は加入対象になりますので、あらためて加入手続きが必要になります。また今回の改正で雇用期間31日以上が対象となるため、実質週20時間以上働く方はほとんどが加入対象になります。

一方雇用保険の基本手当(失業保険)が受給できる基準は、被保険者期間が自己都合の場合1年間、会社都合の場合は6ヵ月必要なので、雇用保険に加入するも退職後基本手当の受給期間を満たさない方が増えることが予想されます。労働保険料の年度更新の計算も複雑になりそうです。